

会 議 録

会議の名称	補助金等見直し検討部会（第22回）
開催日時	平成24年9月28日（金） （午前・ 午後 ）4時00分開会 （午前・ 午後 ）5時30分閉会
開催場所	男女共生センターローズWAM5階（501、502号室）
出席者	<p>【外部委員】 坪内隆、辻田素子、杉田宗三、棟田勝子</p> <p>【検討部会員】 河井企画財政部長、秋元財政課長、小田地域教育振興課長、山寄政策法務課長、大神人権・男女共生課長、原田福祉政策課長、北川障害福祉課長、田川高齢介護課長、鎌谷道路交通課長、乾教育政策課長、池田市民学習課長、増田青少年課長</p> <p>【説明員】 島本子育て支援課長</p> <p>【作業部会員】 青木市民活動推進課長代理、岡田政策企画課主幹、岩崎財政課係長、中尾政策法務課長代理、多田人権・男女共生課長代理、岸本福祉政策課係長、成田障害福祉課長代理、村上高齢介護課係長、河原商工労政課係長、内田農林課係長、井澤環境政策課主査、馬場都市政策課参事、福田まちづくり支援課長代理、砂金道路交通課係長、阿曾教育政策課主査、上田学校教育推進課主幹、小河地域教育振興課主査、小島青少年課長代理、野村議会事務局総務課長代理、北川財政課職員</p>
事務局職員	係長1人、係員1人
開催形態	公開（傍聴者なし）
議題(案件)	<p>(1) 各補助金等の検証</p> <p style="padding-left: 2em;">C 市民からの利用料だけでは実施が困難な民間事業者の事業に対する補助金（C-01・02）</p> <p style="padding-left: 2em;">G 障害者等の当事者団体に対する補助金</p> <p style="padding-left: 2em;">H 公的委員が円滑に活動するために当該委員で組織する団体への補助金</p>
配布資料	(1) 補助金等適正化検証シート

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	本日も引き続き、補助金等適正化検証シートについて審議をする。
	【議題1 各補助金等の検証】
	【C-01 障害者（児）歯科診療事業補助金】
説明員	<資料 補助金等適正化検証シート（C-01）に沿って説明>
外部委員	障害者（児）は、歯科に通うことが困難な場合も多い。地域の中に、身近で行きやすい歯科を整えてもらいたい。
説明員	北大阪警察病院は室山にあり、市の中心地からは遠い。障害者（児）が歯医者に行きにくいという現状も理解している。多くの病院で診療する体制が整えられるよう、支援したい。
	【C-02 障害者短期入所施設運営助成金】
説明員	<資料 補助金等適正化検証シート（C-02）に沿って説明>
議長	新規参入の事業者は、どの程度あるのか。
説明員	ここ2年ほど増えており、現在、高槻市を含めて15の事業所と契約している。
議長	そのような状況を踏まえ、慶徳会に限定した本補助金は一旦廃止し、他の事業所も活用できる制度に再編するということか。
説明員	そのとおりである。障害の程度が比較的軽い人はショートステイを利用しやすいが、重い人は受け入れ困難として拒まれるケースもある。よって、障害の程度が重い人を受け入れる事業所に対して、単価を定めて補助するよう、事業を転換していきたい。
外部委員	補助金のない市では、補助金以外の何らかのサポートをしているのか。それとも、事業所は、市場原理の中で行政の支援無しに事業を実施しているのか。
説明員	補助金の無い市の事業所は、介護給付費だけで事業を実施している。市場原理の中では、障害の程度が重い人が受け入れ困難とされるおそれがあるので、重い人を優先して受け入れる事業所に補助するようになりたい。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	平成 23 年度、約 2,816 万の補助実績があるが、昨年度の利用者、利用日数はどのくらいか。
説明員	慶徳会だけで、平成 23 年度 1 年間で 636 人の利用があった。利用日数は、延べ 2,026 日である。
外部委員	毎年 2～3,000 万円単位の補助額か。
説明員	昭和 62 年度の補助開始から、毎年ほぼ同額である。大阪府が基準としている指導員単価に人数をかけたものが、この額である。
外部委員	慶徳会だけに補助金が支出されていたのは、慶徳会が障害の程度の重い人を受け入れていたからか。
説明員	制度創設当時は、社会基盤の整備が不十分であった。そこで慶徳会に、市が使う 3 床を優先して確保してもらった。
議長	制度創設当時に慶徳会にお願いしていたものがまだ残っているが、現在は 15 の事業所があるので、障害の程度が比較的軽い人に対するサービスは介護給付費で行ってもらい、程度が重い人を受け入れる事業所に補助するよう、転換する。
	【G-03～08 障害者福祉関係団体補助金】
説明員	<資料 補助金等適正化検証シート (G-03～08) に沿って説明>
議長	今後の方向性について、総括では「見直して継続」となっているが、個別のシートでは「廃止」となっている。
説明員	基本的には「見直して継続」である。団体に対する補助は一旦廃止し、他の障害者団体も対象とし、障害者の社会参加を促進する事業に転換する。「見直して継続」と「廃止」のどちらを選択するかは、整合性を図るため、考え方を統一したうえで修正する。
外部委員	特定団体への補助金は廃止を検討し、障害者の社会参加促進のための制度を新設するということか。
説明員	そのとおりである。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	障害者の社会参加のための補助金を、市で別途検討するのであれば、定義的には「廃止」で良いのではないか。
議長	他のシートにも関わるので、記入の仕方については、事務局で整合性を図ることとする。
説明員	<p>【G-01 茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木市遺族会）】 <資料 補助金等適正化検証シート（G-01）に沿って説明></p>
外部委員	事務局を担っているのはどこか。
説明員	市の福祉政策課である。
外部委員	福祉政策課が担っているということは、補助金対象を運営費補助から事業費補助へ移行しても、経理上の処理は円滑にできるということか。
説明員	経理上の処理は、団体にも説明のうえ、ともに行う。市ですべて行うわけではないが、高齢の会員が多いため、事務処理は一定の支援をしなければと考えている。
外部委員	あまり細かなものに補助をしていると、ものすごく手間がかかってしまうこともある。
外部委員	どのような事業に補助するのか。
説明員	現在のところ、府が実施する戦没者追悼式に、より多くの人に参加できるよう、バスを手配する等の事業をやってもらったかどうかと考えている。
検討部会員	事務局を市が担うのはあまり適切ではないが、会員の高齢化等も踏まえ、良い方向で支援していけたらと考える。小額で実施してきた団体補助をどう捉えるかについては、市民の理解が得られるよう努めたい。
説明員	<p>【G-02 茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木市地区更生保護女性会）】 <資料 補助金等適正化検証シート（G-02）に沿って説明></p>
外部委員	団体名が「女性会」となっているが、男性も参加する他の団体もあるのか？

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
説明員	後ほど検証する「茨木市地区保護司会」がある。
外部委員	それでは、二重に補助金を交付しているのか。
説明員	女性会の会員は保護司ではない。
	【G-09 茨木市単位老人クラブ補助金】
説明員	<資料 補助金等適正化検証シート (G-09) に沿って説明>
議長	本補助金は、既に平成 23 年度から事業補助方式に変更したものである。
外部委員	平成 23 年度、補助額ゼロの交付先があるが、人数が少なかったことや、事業があまり活発でなかったことによるものか。
説明員	対象事業のための用品購入が不要であったり、教養講座を実施しなかったため、執行が無かった。164 団体中、交付していない 21 団体は、請求をしていない団体である。
外部委員	市が補助金を交付しない限り、国や府からも交付されないのか。
説明員	そのとおりである。
外部委員	老人クラブは様々な活動をしているが、記載の事業目的に沿った活動でなければ、補助金は交付されないのか。
説明員	例えば、親睦を深めるための活動には補助金は交付されない。活動によって、補助対象になるものとならないものがある。
外部委員	30 人未満の老人クラブでは、国や府からの補助金の交付はないのか。そうであれば、市がその分を負担するということか。
説明員	そのとおりである。結成時から会員が減り、30 人を下回った老人クラブもあるが、そのような老人クラブについても、継続して補助してきた。
外部委員	老人クラブは、65 歳以上になれば、本人の意思と関係なく会員になるものか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
説明員 作業部会員	年齢は 60 歳以上であるが、加入は地域によって異なる。町によって、自動的に会員になる地域もあれば、自主的に加入する地域もある。その点は、地域性ないし、老人クラブの特性と考える。自治会の内部組織として老人クラブがあり、自治会に加入していれば自動的に老人クラブの会員になる地域もある。
外部委員	老人クラブ以外にも、様々な高齢者のグループがあるが、本補助金は、あくまで老人クラブに限定したものか。
作業部会員	老人クラブに限定している。高齢者によるサークル等に対する補助金ではない。
説明員	【G-10 茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木市母子福祉会）】 ＜資料 補助金等適正化検証シート（G-10）に沿って説明＞
外部委員	「今後の方向性」に記載の「その他の社会的問題を抱える当事者団体との公平性」とはどういう意味か。
説明員	母子福祉会だけでなく、同じような活動をしている他団体との公平性を考慮するという意味である。
外部委員	新たな制度を創設するのではなく、この補助金制度自体を廃止するということか。
説明員	補助金制度は廃止するが、何らかの支援策は検討していく。
外部委員	母子家庭や寡婦だけでなく、父子家庭も、これからの支援の対象となるのか。
説明員	団体から市の子育て支援課に相談があった際は、例えば生活に困窮しているのであれば、生活保護所管課を案内する等の連携はとっている。
外部委員	148 名という会員数は、市内全ての母子家庭や寡婦の数に比べると、少ないと思われる。全ての母子家庭や寡婦が加入しているわけではないので、特定に対する補助のようになっている。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>この団体とは古くから行政と協働してきた経緯があった。若い人があまり加入せず、同種の活動をする団体が他にも出てきたという状況も踏まえ、今後は補助金を廃止し、団体に自立してもらおうという方向性である。</p> <p>【H-01～03 公的委員が円滑に活動するために当該委員で組織する団体への補助金】</p>
説明員	<p><資料 補助金等適正化検証シート (H01～03) に沿って説明></p>
外部委員	<p>「今後の方向性」において、「運営費補助から事業補助へ移行するとともに、補助額の算定方法を『単価×委員数』に改める」とはどういうことか。</p>
説明員	<p>行事等を行う団体ではないので、個人が行う様々な活動を事業と捉え、それに対して補助する。補助対象経費の中に、上部団体への負担金がある。それを除いた額を、現在の会員数で割ると、一人当たり平均約 9,500 円補助していることになる。この金額に会員数をかけた「単価 (9,500 円) × 会員数」を上限と定め、その範囲内で行った事業に対して補助を行うという制度に変えていきたい。</p>
外部委員	<p>「補助額の算定方法を『単価×委員数』に改める」と書かれても、どこが事業補助になるのか分からない。また、民生委員・児童委員には、国・府からの補助金があるが、今回の見直しにより、影響は出るか。</p>
説明員	<p>見直しによる国・府からの補助額への影響はない。府からの補助額は決まっている。それ以外に、市としての補助金を交付する方向性である。</p>
外部委員	<p>民生委員・児童委員も、事業費補助で活動していくということか。</p>
説明員	<p>民生委員・児童委員には、府から、個人に対して活動費が支出されている。これは、あくまで個人口座へ振り込まれるもので、協議会に対する補助ではない。</p>
外部委員	<p>国・府補助金の 2,312 万円は、個人口座に振り込まれた額と考えたら良いか。民生委員・児童委員は、ボランティアではないのか。</p>
説明員	<p>個人口座に振り込まれた額である。支払われているのは、交通費等の実費であり、活動に対する報償は無い。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	これから「補助額の算定方法を『単価×委員数』と改める」とあるが、これまではどのように補助金が交付されていたのか。
説明員	これまでははっきりとした積算が無かったため、今回の見直しで明確にする。
外部委員	個人の単価を設定すれば、個人の活動の範囲が制限されるのではないか。幅広く活動する人には多くの活動費が必要だが、あまり活動をしなかった人は少なくて済む。それを人数で割ることに違和感がある。
説明員	民生委員は、担当する地域全ての見守りや相談を行う。活動の多寡ではなく、「民生委員である」という状態に、一定の活動費を要する。
検討部会員	これまでは、人権擁護委員会に 37 万 6 千円、民生委員児童委員協議会に 826 万 4 千円、保護司会に 66 万 4 千円と団体運営補助していたが、確立された積算がなかった。今回は、まず積算を明確にするため、上部団体への上納金を除いて、上限となる一人当たりの補助額を算出し、その中で行われる活動に対して補助していこうというのが大きなポイントである。
外部委員	具体的にどのように見直しをするのかが、よく分からない。事業費補助に移行するとあるが、これまでとどう変わるのか。補助額の上限についても、「単価×人数」という算定方法が具体的に想像できない。また、団体ではなく、団体の構成員に支給されている府からの補助金を、このシートに記載する意味も分かりにくい。また、上納金を除いたということだが、そもそもなぜ、委員が無償で活動している協議会に多額の上納金が必要なのか、またそれはどこから拠出するのか。実際にかかる費用や想定する補助金を図示した資料等がないと、市民には理解しづらいだろう。
議長	指摘を踏まえて、次回の冒頭に補足資料を提示し、再度説明する。
	以上